

に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。(附則第 19 条の 4、第 27 条の 2 関係)

(イ) 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に 10 分の 6 以上 10 分の 7 未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること。(附則第 21 条、第 27 条の 4、第 27 条の 5 関係)

(ロ) 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額(前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(イ)又は(ロ)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額)に 100 分の 110 以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること。(附則第 21 条の 2、第 27 条の 4 の 2、第 27 条の 5、第 29 条の 7 関係)

2 平成 22 年度分又は平成 23 年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。(附則第 17 条の 2、第 19 条の 2、第 22 条関係)

3 1 による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額、調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準額及び当該年度分の固定資産税の税額を減額する場合のその減額する額を記載しなければならないこととすること。(附則第 27 条の 5 関係)

4 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に

供する一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずること。(第 348 条関係)

- 5 電気通信事業を営む者が総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得した一定の電気通信設備について、固定資産税の課税標準を取得後 3 年度間はその価格の 3 分の 2 とする特例措置を講ずること。(附則第 15 条関係)
- 6 政府の補助を受けて平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準を取得後 3 年度間はその価格の 3 分の 2 とする特例措置を講ずること。(附則第 15 条関係)
- 7 医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会医療法人等が設置する固定資産を追加すること。(第 348 条関係)
- 8 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象地域に東海地震対策に係る一定の地域を追加し、課税標準を取得後 3 年度間はその価格の 3 分の 2 (現行取得後 5 年度間はその価格の 4 分の 3) とすること。(附則第 15 条関係)
- 9 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の小規模な無線設備に係る課税標準を新設後五年度間はその価格の 2 分の 1 (現行 3 分の 2) としたうえ、その対象資産の新設期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)
- 10 離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新造後

5 年度間はその価格の 3 分の 1、その後 5 年度間はその価格の 3 分の 2（現行新造後 5 年度間はその価格の 3 分の 1）とし、その対象資産の新造期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。（附則第 15 条関係）

11 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(イ) 独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を平成 24 年度まで延長すること。（附則第 14 条関係）

(ロ) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。（附則第 14 条関係）

(ハ) 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って設置された一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の設置期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。（附則第 15 条関係）

(ニ) 都市緑地法に規定する認定計画に従って新設された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。（附則第 15 条関係）

(ホ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。（附則第 15 条関係）

(ヘ) 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。（附則第 15 条関係）

(ト) 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道

の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。

(附則第 15 条関係)

- (Ⅷ) 鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)
- (Ⅸ) 鉄道事業者が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けて取得し、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)
- (Ⅹ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 22 年 3 月 31 日まで延長すること。
(附則第 15 条関係)
- (Ⅺ) 鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)
- (Ⅻ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)
- (Ⅼ) 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋

及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)

(㉔) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)

(㉕) 事業主がその従業者に労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために一定の事務所等又は従業者の自宅に設置する一定の電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)

(㉖) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条の 8 関係)

(㉗) 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 16 条の 2 関係)

(㉘) 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得又は改良の期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 16 条の 2 関係)

(㉙) 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産

の取得又は改築の期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 16 条の 2 関係)

12 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 鉄道事業者等が新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道に係る線路設備等の構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から中部国際空港株式会社が所有する構築物を除外すること。(第 349 条の 3 関係)

(二) 倉庫業者又は港湾運送事業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、当該上屋に係る課税標準を新設又は増設の後 5 年度間はその価額の 8 分の 7 (現行 6 分の 5) としたうえ、その対象資産の新設又は増設の期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)

(三) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、安全性の確保のために特に緊急に整備が必要な一定の設備に係る課税標準を取得後 5 年度間はその価額の 2 分の 1 (現行 4 分の 1) としたうえ、その対象資産の取得期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)

(四) 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を設置後 3 年度間はその価額の 5 分の 4 (現行 4 分の 3) としたうえ、その対象資産の設置期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条関係)

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を所有者等が転用してその上に新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その対象住宅の新築期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 15 条の 8 関係)

ア 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅 新築後 5 年度間は 3 分の 2 減額（現行新築後 5 年度間は 3 分の 2 減額、その後 5 年度間は 3 分の 1 減額）

イ 第二種中高層耐火建築物である貸家住宅 新築後 3 年度間は 3 分の 2 減額（現行新築後 5 年度間は 3 分の 2 減額）

13 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

(一) 鉄道事業者が旅客鉄道株式会社等から取得した一定の固定資産で、国鉄改革前に市町村納付金の算定上特例を受けていた償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第 15 条関係）

(二) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した火災時における旅客の安全の確保に資する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第 15 条関係）

(三) 水防法に規定する一定の地下街等の所有者又は管理者が取得した当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための施設又は設備の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第 15 条関係）

(四) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき基準適合表示が付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第 15 条関係）

(五) 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第 16 条の 2 関係）

(六) 一定の市街化区域農地であり、平成 6 年 4 月 1 日以後において住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業に係る認可等がされた区域内にあるものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則第 29 条の 6 関係）

(七) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者が建設した一

定の文化学術研究交流施設の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第 39 条関係）

七 事業所税

次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

- (一) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、従業者割の課税標準の特例措置を廃止したうえ、資産割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 21 年 6 月 30 日まで延長すること。（附則第 32 条の 8、第 33 条関係）
- (二) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、事業所床面積から 3 分の 1（現行 2 分の 1）に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期限を 2 年延長すること。（附則第 33 条、第 39 条関係）

八 国民健康保険税

納税義務者である世帯主等の前年からの所得の状況の著しい変化等がある場合に当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置を廃止すること。
（第 703 条の 5 関係）

第二 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

- 1 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を 3 % 軽減税率（道府県民税 12 %、市町村民税 18 %）とすること。（附則第 3 条、第 8 条関係）
- 2 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の 3 % 軽減税率の特例を 1 年延長すること。（附則第 3 条関係）
- 3 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の 3 % 軽減税率の特例を 1 年延長すること。（附則第 3 条関係）

第三 地方道路譲与税法に関する事項

- 1 地方道路譲与税法の名称を地方揮発油譲与税法に改めることとすること。
- 2 使途規定を改め、国は、地方揮発油譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。こと。(第8条関係)

第四 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

- 1 平成22年度から平成24年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずること。(附則第15項関係)
- 2 国から日本年金機構に出資した固定資産のうち、平成22年度において固定資産税を課されるものについては、平成22年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講ずること。(附則第17項関係)

第五 石油ガス譲与税法に関する事項

使途規定を改め、国は、石油ガス譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。こと。(第7条関係)

第六 自動車重量譲与税法に関する事項

使途規定を改め、国は、自動車重量譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。こと。(第7条関係)

第七 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の一の2及び6並びに第四の2の改正は平成22年1月1日から、第一の一の4の改正は平成22年4月1日から、第一の一の7の改正は平成23年1月1日から、第一の三の2、5及び7並びに10の(二)及び(四)の改正は農地法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成21年4月1日から施行すること。

2. 政令要綱

地方税法施行令等の一部を改正する政令要綱

〔平成 21.3.31 閣議決定〕

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 間接外国税額控除制度について、所要の経過措置を講じた上、廃止すること。(第 9 条の 7、第 48 条の 13 関係)
- 2 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の還付の特例制度について、仮装経理法人税割額の還付請求ができることとなる会社更生等に準ずる事実について定めるほか、還付の際の未納に係る地方団体の徴収金への充当等について所要の規定の整備を行うこと。(第 9 条の 8 の 2 から第 9 条の 9、第 48 条の 14 から第 48 条の 14 の 7 関係)
- 3 平成 21 年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費の算定において納税義務者の数に乗ずる金額を 3,300 円とする特例を設けること。(附則第 5 条の 3 関係)
- 4 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式の譲渡損失の金額とみなされる金額の計算方法等を定めること。(附則第 18 条の 2 関係)

二 事業税

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額の還付の特例制度について、仮装経理事業税額の還付請求ができることとなる会社更生等に準ずる事実について定めるほか、還付の際の未納に係る地方団体の徴収金への充当等について所要の規定の整備を行うこと。(第 24 条の 2 から第 24 条の 2 の 7 関係)

三 不動産取得税

- 1 医療関係者の養成所において教育の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者に社会医療法人を追加すること。(第 36 条

の 5 関係)

- 2 社会福祉法人等が取得する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産に乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業の用に供する不動産を追加すること。(第 36 条の 10 関係)
- 3 社会医療法人が取得する医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。(第 37 条の 2 の 3 関係)
- 4 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、交換によって失った土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合における価格の決定日を当該土地が失われた日とすること。(附則第 7 条関係)
- 5 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、租税特別措置法第 70 条の 4 第 21 項の規定の適用を受ける受贈者が都道府県知事に継続届出書を提出する場合の記載事項を定める等所要の措置を講ずること。(附則第 10 条関係)

四 自動車取得税

自動車取得税を目的税から道府県の普通税とすること。(第 2 章第 7 節関係)

五 軽油引取税

- 1 軽油引取税を目的税から道府県の普通税とすること。(第 2 章第 7 節の 2 関係)
- 2 免税軽油使用者証の有効期間を、免税軽油使用者証を交付した日から 3 年を超えない範囲内において定めることとすること。(第 43 条の 15 関係)

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に対して課する平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の減額措置に

- について、その対象から除外する市街化区域農地の細目を定める等所要の措置を講ずること。(附則第 14 条の 7、第 15 条関係)
- 2 医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者に社会医療法人を追加すること。(第 49 条の 10 関係)
- 3 社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産を追加すること。(第 49 条の 15 関係)
- 4 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めること。(第 50 条の 3 の 2 関係)
- 5 倉庫業者又は港湾運送事業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域に鉄道の貨物駅の周辺の地域を追加すること。(附則第 11 条関係)
- 6 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から搬送設備を除外すること。(附則第 11 条関係)
- 7 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる充電設備の取得価額の要件を 300 万円以上（現行 2,000 万円以上）とすること。(附則第 11 条関係)
- 8 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から既に事業の用に供されていた設備を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった設備に代えて当該事業の用に供される設備を除外すること。(附則第 11 条関係)

- 9 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の範囲に一定の政府の補助を受けた貸家住宅を追加すること。(附則第12条関係)

七 事業所税

社会福祉事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象に乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業の用に供する施設を追加すること。(第56条の26の5関係)

八 国民健康保険税

介護納付金課税額に係る課税限度額を10万円(現行9万円)に引き上げること。(第56条の88の2関係)

第二 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令に関する事項

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得に対する税率を3%軽減税率(道府県民税12%、市町村民税18%)とすることに伴う所要の規定の整備等を行うこと。(附則第3条、第7条関係)

第三 地方道路譲与税法施行令に関する事項

地方道路譲与税法施行令の名称を地方揮発油譲与税法施行令に改めること。

第四 地方法人特別税等に関する暫定特別措置法施行令に関する事項

地方法人特別税の中間申告納付額の還付等について所要の規定の整備を行うこと。(第5条、附則第2条関係)

第五 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の一の4の改正は平成22年1月1日から、第一の三の4及び5の改正は農地法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成21年4月1日から施行すること。